

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則」に基づく警察本部長の指名する職員について

[平成4年4月1日例規(捜四)第13号警察本部長]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第5号)第3条第1項に定める警察本部長が指名する職員は次のとおりとする。

記

刑事総務課長
捜査第四課長
刑事部理事官
刑事総務課管理官
捜査第四課暴力団対策室長